



発行 新潟県
号外 1
令和7年7月18日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 18 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)
- 19 新潟県県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- 20 新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (福祉保健総務課)
- 21 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例 (産業立地課)
- 22 新潟県盛土等の規制に関する条例を廃止する条例 (用地・土地利用課)
- 23 新潟県立学校条例の一部を改正する条例 (財務課)
- 24 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例 (警務課)
- 25 新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例 (装備施設課)

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 新潟県県税条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- (4) 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県盛土等の規制に関する条例を廃止する条例
- (6) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例

令和7年7月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県条例第18号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。
(部分休業をすることができない職員) 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)	(部分休業をすることができない職員) 第25条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)
(第1号部分休業の承認) 第26条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 一般職員勤務時間条例第15条若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(女性職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合に承認されるものに限る。)、一般職員勤務時間条例第16条の2第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第26条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 一般職員勤務時間条例第15条若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(女性職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合に承認されるものに限る。)、一般職員勤務時間条例第16条の2第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
(第2号部分休業の承認) 第26条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、	

1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第26条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第26条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第26条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業の場合の給与額の控除)

第27条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、一般職員給与条例第3条又は市町村立学校職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を控除して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第28条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、

(部分休業の場合の給与額の控除)

第27条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、一般職員給与条例第3条又は市町村立学校職員給与条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を控除して給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第28条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

<p>職員が第3項変更をしたときとする。</p> <p>(非常勤職員の育児休業等)</p> <p>第29条 第2条第5号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の育児休業及び第25条第2号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の部分休業については、この条例に定めるもののほか、新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条、新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条、新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条、新潟県病院事業職員定数条例(昭和30年新潟県条例第68号)第1条及び新潟県企業局職員定数条例(昭和34年新潟県条例第13号)第1条に規定する職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(非常勤職員の育児休業等)</p> <p>第29条 第2条第5号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の育児休業及び第25条第2号に規定する非常勤職員以外の非常勤職員の部分休業については、新潟県職員定数条例(昭和24年新潟県条例第36号)第1条、新潟県市町村立学校職員定数条例(昭和27年新潟県条例第8号)第1条、新潟県地方警察職員定員条例(昭和29年新潟県条例第24号)第2条、新潟県病院事業職員定数条例(昭和30年新潟県条例第68号)第1条及び新潟県企業局職員定数条例(昭和34年新潟県条例第13号)第1条に規定する職員に係るこれらの定めを超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。</p>
--	---

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者(第19条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p> <p>第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年新潟県条例第4号)第28条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者(第19条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条 (略)</p>

<p>等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>職員の育児休業等に関する条例第28条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>第19条の3 (略)</p> <p>第19条の4 (略)</p>	<p>第19条の2 (略)</p> <p>第19条の3 (略)</p>
---	---

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟県条例第5号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市町村教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市町村教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する</p>

状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

第18条 （略）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の2 市町村教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟県条例第4号）第28条の2第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の利用に係る申出に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）職員の育児休業等に関する条例第28条の2第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 市町村教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の利用に係る申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 市町村教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第18条の3 （略）

状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 （略）

第18条 （略）

第18条の2 （略）

第18条の4 (略)

第18条の3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第26条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

4 市町村教育委員会は、施行日前においても、第3条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

新潟県条例第19号

新潟県県税条例の一部を改正する条例

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(環境性能割の減免)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第4号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、<u>運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。以下同じ。）又は免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下同じ。）</u>、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>(種別割の課税免除)</p> <p>第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路交通法第99条の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、専らその教習生の教習の用に供する自動車</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、<u>運転免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期間の末日並びに運転免許の種類及び条</u></p>	<p>(環境性能割の減免)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第4号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、<u>運転免許証、自動車検査証</u>その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>(種別割の課税免除)</p> <p>第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第5号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）<u>第99条</u>の規定により公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所の設置者又は管理者が所有し、かつ、専らその教習生の教習の用に供する自動車</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第73条 (略)</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつてはその税金を納付することとされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、<u>運転免許証、自動車検査証</u>その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件</u></p>

件が付されている場合には、その条件 (5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)
----------------------------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第20号

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

新潟県民生委員・児童委員の定数を定める条例（平成27年新潟県条例第15号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定に基づき条例で定める民生委員（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第16条第2項の規定により充てられた児童委員を兼ねる。）の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
市 町 村	定 数	市 町 村	定 数
(略)		(略)	
佐渡市	212人	佐渡市	217人
魚沼市	120人	魚沼市	122人
(略)		(略)	
津南町	38人	津南町	39人
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

新潟県条例第21号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が令和10年3月31日までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から令和10年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、同意日から令和10年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げ</p>	<p>(法人の県民税の不均一課税)</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が令和7年3月31日までに行われ、かつ、当該同意の日の属する年度において、県が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第1条で定める地方公共団体に該当するものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であって規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、同意日から令和7年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業のうち規則で定める基準に適合するものに係る承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した承認地域経済牽引事業者であって規則で定めるものに対し、次の各号に掲げ</p>

る者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から令和10年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

3～5 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

る者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1)・(2) (略)

(不動産取得税及び固定資産税の課税免除)

第4条 知事は、同意促進区域内において、当該同意促進区域に係る同意日から令和7年3月31日までに、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業のための施設のうち省令第2条に規定するものが設置される場合において、当該施設（新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例（平成5年新潟県条例第28号）第2条、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号）第2条又は新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）第1条の3の規定の適用を受けることができるものを除く。以下「対象施設」という。）のうち規則で定める基準に適合するものを設置した承認地域経済牽引事業者に対し、次に掲げる県税の課税を免除することができる。

(1)・(2) (略)

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

3～5 (略)

新潟県条例第22号

新潟県盛土等の規制に関する条例を廃止する条例

新潟県盛土等の規制に関する条例（令和4年新潟県条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第23号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収しない。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に規定する者に係る授業料</p> <p>(2) 第3条第4項ただし書に規定する場合の授業料を除くほか、平成26年4月1日以後に月の中途において転学又は編入学をしてきた者に係る当該月分の授業料</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定める授業料</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第3条第1項、第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収しない。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第2号に規定する者 <u>(同項第3号に規定する者を除く。)</u>に係る授業料</p> <p>(2) 第3条第4項ただし書に規定する場合の授業料を除くほか、平成26年4月1日以後に月の中途において転学又は編入学をしてきた者 <u>(法第3条第2項第3号に規定する者を除く。)</u>に係る当該月分の授業料</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟県立学校条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

新潟県条例第24号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年新潟県条例第19号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区	新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区(新潟中央警察署の管轄する区域を除く。)
(略)			新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区(信濃川左岸の区域に限る。)
(略)			(略)		
備考(略)			備考(略)		

(新潟県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 新潟県警察署協議会条例(平成13年新潟県条例第40号)の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
警察署	警察署協議会の名称	警察署	警察署協議会の名称
(略)	(略)	新潟県新潟警察署	新潟警察署協議会
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県条例第25号

新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例及び新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部を改正する条例

(新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例の一部改正)

第1条 新潟県警察官被服支給及び装備品貸与条例（昭和29年新潟県条例第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(支給品の品目、員数及び使用期間)	(支給品の品目、員数及び使用期間)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 警察官に任命後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。	3 警察官に任命後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。
4・5 (略)	4・5 (略)

(新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例の一部改正)

第2条 新潟県警察交通巡視員被服支給及び装備品貸与条例（昭和45年新潟県条例第59号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(支給品)	(支給品)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 交通巡視員に採用後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。	3 交通巡視員に採用後、初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服スカートについては2着、夏服上衣については4着、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。